

TBCグループ株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく第6次行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

I. 計画期間 令和2年3月16日 ～ 令和5年3月15日

II. 計画内容

◇目標1◇ 産前産後休業・育児休業の取得しやすい環境を整備し、育児休業を希望した社員の育児休業取得率100%の維持

【対策】

- ・育児、介護休業等の改正に準じて、随時社内規定の見直しを図り、改定する。
- ・研修等を通じて産前産後休業、育児休業についての周知や説明を行い、制度取得推奨および周囲の理解を深める。
- ・社員から申し出もしくは相談があった場合は、産前産後休業、育児休業の制度や手続きについて説明をし、適切なアドバイスを行う。
- ・休業から復帰した社員に対し、短縮変形勤務制度や育児時間制度等の利用により育児との両立を支援する。

◇目標2◇ 所定外労働時間の削減措置や年次有給休暇取得推進等のワークライフバランスの向上

【対策】

- ・勤怠管理システムにより、即応的な労務管理を行い、効率的な業務運営を図る。
- ・9時間以上の勤務間インターバルを設けることにより、社員の健康とワークライフバランスを確保する。
- ・年次有給休暇について年間5日以上取得義務を履行し、積極的に消化率の取得を促進する。
- ・育児に従事する社員より申し出があった場合、1カ月について24時間、1年間について150時間を越えて時間外労働をさせない。また、午後10時より午前5時までの深夜業をさせない。
- ・出産や子育てによる退職者について再雇用制度を継続する。
- ・再雇用された社員で、本人の希望があれば、正社員から契約社員へ、もしくは、契約社員から正社員へ雇用形態を変更する。

以上